

給付奨学金支給の中断

(1) 休止

休学した場合は、給付奨学金の支給は止まります。これを休止といいます。必ず、「異動願(届)」(所定の様式)を学校に提出してください。また、手続きを行わないまま休学した後にあなたの口座に振り込まれた給付奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 本人都合による停止

在学中に給付奨学金が不要になった場合や本機構の給付奨学金との併用を制限されている給付金を利用している場合は、学校に申し出てください。「異動願(届)」の提出により、給付奨学金の支給を止めることができます。これを停止といいます。

なお、給付奨学金の資格は失いませんので、例えば停止中に退学する場合は、退学に伴う支給終了手続きが必要になります。また、在籍報告や給付奨学金継続願の手続きも必要です。

海外留学支援制度の受給による停止の際は、留学前に復活の手続きについても学校へ確認してください。

停止からの支給再開を希望する場合は、次に説明する「復活」の手続きをすることにより、給付奨学金の支給が再開されることがあります。

ただし、本人都合により支給を停止していた期間(月数)については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられます。



ポイント

- 給付奨学金は、採用後に辞退することはできません。
- 本人都合による停止とした場合でも第一種奨学金貸与月額の制限(併給調整)は解除されません。

給付奨学金支給の復活

休止又は本人都合による停止から給付奨学金の支給再開を希望し、「異動願(届)」(所定の様式)の提出があったときは、給付奨学金の支給を再開することがあります。これを復活といいます。

支給再開を希望する場合は、復活の「異動願(届)」を速やかに学校に提出してください。

本人都合による停止からの復活の場合は、届出月の翌月(月の初日はその月)以降で希望する年月から支給開始となります(遡った年月からの支給は出来ません)。

本機構で審査し、復活が可能であれば支給が再開されます。支給の再開時期については、学校に問い合わせてください。

退学

(1) 退学

退学する場合は、速やかに学校に申し出て、「異動願(届)」(所定の様式)を提出してください。

「異動願(届)」の提出が遅れて、退学の事実が発生した後も給付奨学金が振り込まれていた場合、その分の給付奨学金については返金が必要になります。

また、退学時に行う学校の適格認定において、学業成績の判定の結果によっては支給済みの給付奨学金の返還を求める場合があります。

(2) 退学後の手続き

退学した場合、給付奨学生としての資格はなくなります。一度退学により給付奨学金の支給が終了すると、再度新たに申し込むことはできませんのでご注意ください（退学後に別の学校に入学する場合（1年間を経過しない間に別の学校に編入学又は同じ学校に復学する場合を除く）も、給付奨学金に申し込むことはできません）。

受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

(1) 返金の手続きについて

退学等で給付奨学生としての資格がなくなった場合や、通学形態が自宅外通学から自宅通学に変更になった場合などは、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等によりあなたの口座に振り込まれてしまった給付奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の様式）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。



ポイント

インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。